

# 経済産業省所管の指定業種に関する FAQ

令和 6 年 9 月

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部安全保障貿易管理課国際投資管理室

## <半導体製造業関連>

1. 「対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」（以下「指定業種告示」といいます。）別表第一の第10号口の「半導体素子又は集積回路の製造のために専ら用いられる半導体部素材」はどういったものが対象になりますか。
  - 第10号口の「半導体素子又は集積回路の製造のために専ら用いられる半導体部素材」については、半導体の製造工程において用いられる物資又はその部分品若しくは素材等（未加工の原料又は物資を除く）であって、当該部素材が「専ら」、具体的には概ね8割以上が半導体素子又は集積回路の製造のために用いられているものを対象としております。なお、令和6年改正前は、「特に設計した」、具体的には専用設計品のみを対象としておりましたが、今般の改正では、専用設計品でなくとも、「専ら」の要件を満たすものは対象となります。
  - また、令和6年改正前は、「半導体の原料を加工した物であり、半導体の製造工程においてその一部として用いられるもの」と、最終製品の一部となるもののみを対象としておりましたが、今般の改正では、最終製品の一部とならないものであっても製造工程において専ら用いられるものを対象としております。例えば、フォトレジストやその素材となる感光剤、CMP (Chemical Mechanical Planarization) に使われる研磨用スラリー (CMP スラリー) は、これらが概ね8割以上半導体素子又は集積回路の製造のために用いられている場合には、本号の対象となります。
2. 指定業種告示別表第一の第10号口の「半導体製造装置」はどういったものが対象になりますか。
  - 第10号口の「半導体素子又は集積回路の製造、測定又は分析の用に供されるダイシングソー、ウエハプローバー、電子顕微鏡」については、半導体素子又は集積回路の製造、測定又は分析の用に供されるならば、「専らこれらの用に供される」機械器具であるか否かに関わらず、半導体製造装置の一部として含まれることとなり、対象となります。
  - また、「その他専らこれらの用に供される細分類 2671—半導体製造装置製造業、小分類 273—計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業及び小分類 297—電気計測器製造業を含む。」については、①これらの細分類又は小分類に分類されるものであって、かつ、②「専ら半導体素子又は集積回路の製造、測定又は分析の用に供されるもの」であれば、事前届出の対象となります。この「専ら」に該当する具体的な装置としては、現に半導体製造に用いられている装置であって、半導

体製造、フラットパネルディスプレイ（FPD）製造及びMEMS 製造に用いられる割合の合計が概ね8割以上のものが対象となるものとして解釈ください。

3. 指定業種告示別表第一の第10号口の「半導体製造装置に専ら用いられる部分品若しくは素材等」はどういったものが対象になりますか。
  - 半導体製造装置に専ら用いられる部分品若しくは素材等については、半導体製造装置に用いられる部分品若しくは素材等のうち、「専ら」、具体的には、現に半導体製造装置に用いられるものであって、半導体製造装置並びに当該装置と技術的な類似性が高いフラットパネルディスプレイ（FPD）製造装置及びMEMS 製造装置に用いられる割合の合計が概ね8割以上のものを対象としており、専用設計品でなくとも上記基準を満たす場合には対象となります。「専ら」使用されるものではない部分品（汎用的な部分品）やねじやボルトのように広範かつ汎用的なものは対象に含みません。解釈の内容に不明な点があり対象か否か判断ができない場合は、経済産業省までお問い合わせください。
4. 半導体の回路設計や論理設計を営む事業は半導体素子製造業及び/又は集積回路製造業に含まれますか。
  - 半導体素子や集積回路の製造業は、ファブレス、ファンドリー、IPプロバイダ、サブコン、テストハウスなどと製造工程が非常に細分化された産業実態にあるものと認識しています。
  - このような産業実態に鑑み、半導体素子や集積回路の製造に不可欠なものとして製造工程の一つとなる半導体の回路設計や論理設計を行う事業についても、半導体素子製造業又は集積回路製造業に該当するものと解釈ください。

#### <電力業関連>

5. 指定業種告示別表第二の3311「発電業」の範囲は。小規模の発電設備も含まれますか。
  - 指定業種告示においては、「発電業」に係る発電等設備の出力要件は特段設けられていないため、電気事業法上の発電事業に係る発電等用電気工作物の要件を満たさない小規模発電設備のみを有する事業者も、事業者自らが維持、運用する電気工作物（発電用又は蓄電用）を用いて、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業、特定送配電事業のため、または自家用発電や特定供給を行うための電気の発電、放電を行う事業所については、外為法の指定業種に定める「発電業」を営む者に含まれます。
6. 発電等設備の試験的な運転を行う場合も、発電業に該当しますか。
  - 試験的な運転であっても、事業者自らが維持、運用する電気工作物（発電用又は蓄電用）を用いて、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業、特定送配電事業のため、または自家用発電や特定供給を行うための電気の発電、放電を行う事業所については、発電業に該当します。
7. 発電事業者の運営や管理業務を同一の企業グループには属さない第三者が請け負う場合、当該第三者は別表第二の3300（主として管理事務を行う本社等）や3309（その他の管理、補助的経済活動を行う事業所）に該当しますか。

- 別表第二の 3300（主として管理事務を行う本社等）や 3309（その他の管理、補助的経済活動を行う事業所）は、同一の企業グループにおける発電事業の運営・管理を想定しているため、グループ外の第三者が発電事業の運営・管理を受託する場合は含まれません。

<その他>

8. 他で製造された電池セルをパッキングして電池パックを製造する事業は、指定業種告示別表第一の第10号ハの「リチウムイオン蓄電池」の製造業に含まれますか。
  - 同号は、電池セルの製造業を対象とする規定であるため、他で製造された電池セルをパッキングして電池パックを製造する事業は含まれません。
  - もっとも、リチウムイオン蓄電池と併せてバッテリーマネジメントシステムを開発・提供する場合等にあっては、別途、ソフトウェア業や情報処理サービス業へ該当する可能性がありますので、ご注意ください。